

協議第10号

地方税の取扱い（協定項目8）について

地方税の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成17年3月8日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	8 地方税の取扱い	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>地方税の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人住民税については、現行のまま存続する。 2. 法人住民税については、吾妻町の例により合併後に統合する。 <ul style="list-style-type: none"> ・法人税割の税率は、合併後2年間は現行のとおりとし、その後14.7%で統一する。 3. 固定資産税については、現行のまま存続する。 4. 軽自動車税については、吾妻町の例により合併時に統合する。 <ul style="list-style-type: none"> ・弁償金等については、東村の例により合併時に統合する。 5. 臨時運行許可については、合併時に統合する。 6. たばこ税については、現行のまま存続する。 7. 入湯税については、合併時に再編する。 8. 不均一課税については、現行のまま存続する。 				
項目	現 況			調整内容	
1. 個人住民税	<p style="text-align: center;">東 村</p> <p>・税率 所得割 標準税率 均等割3,000円</p> <p>・納 期 (普通徴収) 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 (特別徴収) 6月より翌年5月までの月割り額を徴収月の翌月10日までに納入。納期特例事業所は、6月から11月分を12月10日、12月から5月分を6月10日</p>	<p style="text-align: center;">吾 妻 町</p> <p>・税率 所得割 標準税率 均等割3,000円</p> <p>・納 期 (普通徴収) 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 (特別徴収) 6月より翌年5月までの月割り額を徴収月の翌月10日までに納入。納期特例事業所は、6月から11月分を12月10日、12月から5月分を6月10日</p>	<p>【調整の区分】 現行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針】 現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>【調整方針の理由】 地方税法の規定に基づき、2町村とも同じ取り扱いをしていることから、新町へ移行しても同様な扱いとする。</p>		

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
2 . 法人住民税	<p>・ 税率 法人税割 12.3% 均等割 標準税率</p> <p>・ 減免 1) 民法第34条の公益法人。 2) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人。 3) 減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに申請書を提出しなければならない。</p>	<p>・ 税率 法人税割 14.7% 均等割 標準税率</p> <p>・ 減免 1) 民法第34条の公益法人 2) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体。 3) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人。 4) 森林組合法第93条に規定する事業を行う生産森林組合。 5) 納期限前 7 日までに申請しなければならない。</p>	<p>【調整の区分】 吾妻町の例により合併後に統合する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 法人税割 法人税割を超過税率（14.7%）で統一し、合併後 2 年間で統合。 減免 吾妻町の例により合併後に統合。 電算委託 吾妻町の例により合併後に統合。</p> <p>【調整方針の理由】 税率 税率については、県内 6 9 市町村の内半数以上が超過税率を使用している現状をみると、新町においても超過税率を用いるのが適当と考える。また、税込確保の面からみても超過税率を用いるのが適当と思われることから、周知期間を含め合併後 2 年間で調整し、統合する。 減免 吾妻町の減免規定が、現状に即していると思われることから合併後 2 年間で調整し統合する。</p>
3 . 固定資産税	<p>・ 税率 1 . 4 %</p> <p>・ 納期 1 期 5月1日 ~ 5月31日 2 期 7月1日 ~ 7月31日 3 期 9月1日 ~ 9月30日 4 期 12月1日 ~ 12月25日</p>	<p>・ 税率 1 . 4 %</p> <p>・ 納期 1 期 5月1日 ~ 5月31日 2 期 7月1日 ~ 7月31日 3 期 9月1日 ~ 9月30日 4 期 12月1日 ~ 12月25日</p>	<p>【調整の区分】 現行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 税率については、2 町村同一のため現行のまま引き継ぐ。</p> <p>【調整方針の理由】 地方税法、条例の規定により 2 町村ともほぼ同一の取扱いをしているので、新町になっても旧町村の取扱いと同様とする。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
4 . 軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率 標準税率 ・ 納期 5月11日～5月31日 ・ 標識を紛失した場合は、故意又は過失に限り弁償金150円を徴収する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率 標準税率 ・ 納期 4月1日～4月30日 ・ 標識を紛失した場合は、故意又は過失に限り弁償金100円を徴収する。 	<p>【調整の区分】 吾妻町の例により合併時に統合する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 弁償金、標識交付証明書等については、東村の例により合併時に統合する。</p> <p>【調整方針の理由】 地方税法の規定により定められているものであり、申告方法、税率等については同じ取扱いをしていることから同様な取扱いとする。</p>
5 . 臨時運行許可	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送車両法第34条第2項の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査 ・ 手数料 自動車1両につき 750円 	<p>【調整の区分】 合併時に統合</p> <p>【具体的な調整方針案】 吾妻町の例により合併時に統合</p> <p>【調整方針の理由】 合併後も道路運送車両法第34条第2項の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査は必要と思われる。また、手数料については条例を制定している吾妻町が750円であるため合併後も同額とすることが望ましいと思われる。</p>
6 . たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率 旧三級品以外の製造たばこ1,000本につき2,977円 旧三級品の製造たばこ1,000本につき1,412円 ・ 申告・納税 毎月末日までに前月分を申告・納税。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率 旧三級品以外の製造たばこ1,000本につき2,977円 旧三級品の製造たばこ1,000本につき1,412円 ・ 申告・納税 毎月末日までに前月分を申告・納税。 	<p>【調整の区分】 現行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 現行のまま存続する。</p> <p>【調整方針の理由】 地方税法の規定により同じ取り扱いをしていることから、同様な扱いとする。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
7. 入湯税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率 入湯客1人1日について150円 宿泊基本料金が6,000円以下の宿泊の場合 100円 日帰り休憩の場合 50円 ・ 徴収方法 鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者とし、 入湯客が納付すべき税額を徴収。 毎月15日までに前月分の納入申告書を提出 し、納入金を納入しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率 入湯客1人1日について150円 ・ 徴収方法 鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者とし、 入湯客が納付すべき税額を徴収。 毎月15日までに前月分の納入申告書を提出 し、納入金を納入しなければならない。 	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 税率が異なるので、下記のとおり調整 し合併時に再編する。</p> <p>税率 宿泊を伴う入湯客のみ 一人一日につき 150円</p>
8. 不均一課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東村過疎対策のための東村税の課税の特例 過疎地域自立促進特別措置法第31条 に規定する製造の事業、ソフトウェア業、も しくは旅館業の用に供する施設を新設もしく は増設した者。 適用対象事業 新設または増設に係る対象設備（倉庫 業の用に供するものを除く。）を構成する家 屋及び償却資産並びに土地 課税措置 課税免除（3年間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吾妻町農村地域工業等導入地区における町 税の課税の特例 区 域 農村地域工業等導入促進法により定められ た工業等導入地区。 適用対象事業 新設または増設に係る対象設備（倉庫業の 用に供するものを除く。）を構成する家屋及 び償却資産並びに土地。 課税措置 課税免除（3年間） 	<p>【調整の区分】 2町村でそれぞれ定めているので、現 行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>【調整方針の理由】 2町村の条例の規定により、定められ ているので、新町になっても、同様とす る。</p>

地方税の取扱いに関する法令

○市町村の合併に関する法律（昭和40年法律第6号）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として不均一の課税をすることができる。

○地方税法（昭和25年法律第226号）

（地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定に形式）

第3条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

（第3項から第5項 省略）

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税